

(社)茨城県放射線技師会 委員会、研究会、部会についての内規

第1章 総 則

第1条 (社)茨城県放射線技師会の会務に伴う委員会、研究会、部会の活動について定める。

【目的】

第2条 茨城県放射線技師会は県内における職業団体として、医用放射線の正しい利用知識の啓蒙に努め、地域保険医療行政に協力し、社会福祉の増進に貢献すると共に職業倫理の高揚、診療放射線技術の向上発展を図り、もって茨城県民の保健の維持発展に寄与することを目的とする。この目的を達成する為、必要な事項について調査、審議、及び立案する。

【事業】

第3条 委員会、研究会、部会の活動について県技師会の定款第4条【事業】の事業目的に添って行うこととする。

- 2 委員会とは被曝低減委員会、放射線管理委員会を指し、研究会とは撮影技術研究会、消化管撮影研究会、超音波研究会、RI研究会、CT研究会、MR研究会、放射線治療研究会を指す。部会とは放射線管理士部会、放射線機器管理士部会を指し、この部会については日本放射線技師会認定の技師格を取得している会員によって運営されるものである。何れも県技師会定款第27条【委員会の設置】に沿うものとする。
- 3 日本放射線技師会との関係を強化するとともに、会員が各種認定を取得できる環境を整備する努力をする。
- 4 茨城県放射線技師会会員のために有益な事業を行う。
- 5 研究会等を開催する。
- 6 学会誌等への投稿。
- 7 研究の奨励を行う。
- 8 県民に対し医用放射線の正しい知識を啓蒙する。
- 9 学術調査、ならびに研究調査を行う。
- 10 会員の多くの利益につながる講演等については学術大会、総会、その他において開催する。
- 11 その他、目的を達するために付随すること。

第2章 役 員

【役員の種類及び選任】

第4条 各研究会等には次の役員を置く

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 2人

- (3) 委員 10 人以内
- (4) 監事 1 人
- 2 役員は正会員の中から選任する。
- 3 各委員会、研究会等は定款第 5 章、第 27 条に記されている委員会の委員について 学術部長に推薦し、理事会において承認する。また、委員長、副委員長、監事 については委員の中から互選とする。
- 4 委員会、部会の委員の構成は必要人数に応じる。

【任期】

- 第5条 役員の任期は 1 期 2 年とする。但し補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 役員の再任は妨げない。
 - 3 役員が辞任した場合または、任期終了の場合においても、後任者が決まるまで、 その職務を行わなければならない。

【役員報酬】

- 第6条 役員は無報酬とする。ただし、会務に要した費用は第 7 条に沿って支給する。

【活動費,および活動】

- 第7条 委員会、研究会等は活動計画に沿って茨城県放射線技師会から活動費として一定額 が支給される。
- 2 活動費は決定された額をその会の委員長もしくは副委員長が授受し、年度末に 会計責任者および学術部長へ報告し、その残額について返納する。
 - 3 用途については研究会開催の為の打ち合わせ等に関する委員の交通費、研究会 等開催時の諸経費について充てる事ができる。
 - 4 研究会開催の為の打ち合わせ等に関する委員会の委員の交通費について、自動 車以外を利用した場合も 1km 当たり 20 円を会員が所属する施設から会場まで の距離の往復に対して支給する。高速道路料金について片道分を支給する。
 - 5 研究会を開催するにあたり、企業等からの技術的、学術的協力を期待し、その 一部について情報提供等を受けることができるが、協賛、もしくはそれに準ず る金品の授受はできない。
 - 6 研究会等開催時の講師の謝礼は原則としてその会の開催に向けて徴収する会費 から支出する。
 - 7 会員の講演については無報酬とする。但し、交通費として第 7 条 4 に準ずる。 県外の会員については随時、学術部長と協議し決定する。
 - 8 会員外の講師の招聘を行う事ができる。但し、事前に学術部長の承認を得るも のとする。
 - 9 原則として、多くの会員の利益につながる可能性があると判断できる講師や、 その時のテーマや内容について、県の事業と置き換えて行うこととする。(出来 得る限り、県学術大会等において開催する)

【非会員】

第8条 非会員(放射線技師)について、種々研究会等の参加は認めるが、原則として、研究会開催時の参加費の3倍を徴収するものとする。また、非会員(放射線技師)は発表、及び講演することはできない。

- 2 学生の参加についてはそれを妨げない。参加費について無料とするが、その他諸費用についてはその都度各研究会にて判断し、学術部長へ報告する。
- 3 賛助会員(企業関係者)は、参加費について会員と同額とする。

【謝礼】

第9条 講師の謝礼について

- 2 外部からの講師招聘については年に1回程度を基準とし、茨城県放射線技師会学術部から支出することができる。
- 3 会員については無報酬とする。

【報告】

第10条 各委員会、研究会、部会の会議は委員長が召集する。

- 2 具体的な事業計画、および事業を行う必要最小限の予算計画案および役員名簿を指定期日までに学術部長へ提出する。
- 3 指定された様式に従い事業報告書、会計支出書(支払い証明書を添付)を指定期日までに学術部長に提出する。
- 4 事業報告については書面にて提出する。
- 5 委員会は年2回以上開催する。
- 6 研究会等の日時、内容が決定次第学術部長に連絡する。

【学術部長】

第11条 委員会、研究会、部会と協議し事業がスムーズに且つ、有効に機能するよう助言、指導する。

- 2 事業計画、予算計画書案、事業報告書、会計報告書を作成し、提出日を指定し提出を受けること。
- 3 委員会、研究会、部会で多額な費用が発生する場合はその費用の一部を学術部から支出することができる。
- 4 役員の委嘱について、会長名で委嘱状を交付する。
- 5 研究会等の日時や内容についてホームページあるいは刊行物に掲示できるよう各担当理事へ通達し指示する。
- 6 理事会へ報告し、承認を得ること。

【その他】

第12条 (社)茨城県放射線技師会監事の監査を受けること。

第13条 本内規の改廃は理事会で行う事ができる。